

TCHを支えてくださる人の輪を広げていくために。
これからもTSURUMIこどもホスピスの応援団としてご支援を！

<税制上の優遇措置についてのご説明>

TSURUMIこどもホスピスを運営する「こどものホスピスプロジェクト」は、2019年9月2日に大阪府より公益社団法人としての認定を受けました。そこで、9月2日以降に入金いただきましたご寄付については、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、以下のような、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。

【個人の税制について】

◎所得税

当法人へのご寄付は、確定申告の手続きをすることで所得税の控除を受けることができます。

■所得控除の計算は、

$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$ となります。

※所得税率は、年間の課税総所得金額によって異なります。

なお、2019年12月24日以降のご寄付につきましては、確定申告の際に①税額控除、②所得控除のどちらか有利な方を選択できます（**多くの場合、「税額控除」を選択されると、「所得控除」よりも控除額が大きくなります）。

■税額控除の計算は、

$(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{寄付金控除額}$
※寄附金の合計額は原則として総所得金額等の40%相当額が限度

※税額控除の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度

・確定申告の詳細は国税庁ウェブサイトの確定申告ページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。勤務先等で実施される年末調整では寄付金控除の手続きができませんのでご注意ください。

・確定申告の際には、当法人の領収書が必要になります。また、税額控除を選択する場合は、当法人の「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の提出が必要となります。「税額控除に係る証明書(PDF)」は団体ウェブサイトよりダウンロードしてください。

http://www.childrenshospice.jp/support/money/tax_incentive.html

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を、当法人に寄付した場合、寄付した財産には相続税が課税されません。遺贈（遺言によるご寄付）によるご寄付も相続税の控除の対象となります。領収書とともに、寄付した財産の明細書をご用意させていただきますので、

当法人にご連絡下さい。なお、相続税の申告期限は相続開始後10ヵ月以内です。

※個人住民税

都道府県または市区町村の条例により当法人を税制優遇の対象としている場合には、確定申告を行うことにより個人住民税の控除を受けることができます。住民税の控除の対象となるかどうかは、各自治体にお問い合わせください。

【法人の税制について】

◎特定公益増進法人に対する寄付金の特例

特定公益増進法人に対する寄付金は、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。企業等の法人から当法人へのご寄付は、一般の寄付金の損金算入限度額に加え、特別損金算入限度額まで損金に算入することができます。

一般の寄付金の損金算入限度

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \div 4$

上記に加えて、以下の限度内で損金算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

寄付金を損金に算入するには、確定申告書に寄付金額を記載し、寄付金の明細書と領収証をご提出ください。

【以下のご協力は、税控除の対象ではありません】

- ・正会員会費
- ・当法人の募金箱やグッズ購入代金
- ・チャリティーコンサートなどイベント参加費、街頭やイベント会場での募金

所得税、法人税に関するお問合せは、最寄りの税務署まで、個人住民税に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県税事務所または各市区町村の徴税窓口まで、お願いいたします。

ご寄付に関するご質問、ご相談等は、下記事務局までお問い合わせ下さい。

お問合せ窓口：TEL 06-6991-9135 mail:info@childrenshospice.jp

皆さまからの温かいご支援、どうぞよろしくお願いいたします！